

◎新潟県告示第1017号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成21年10月新潟県告示第1284号）の一部を次のとおり改正し、平成27年9月10日以後に実施する試験から適用する。

平成27年7月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表中

「

クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
製菓衛生師試験	〃	〃	生活衛生課

」を

「

クリーニング師試験	〃	〃	生活衛生課及び受験者の住所地を管轄する保健所（ただし、新潟市保健所を除く。）
製菓衛生師試験	〃	〃	〃

」に

改める。